

議案第 87 号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市障害者デイサービスセンター）

別紙のとおり、海老名市障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定の期間を変更したいため

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市障害者第一デイサービスセンター	海老名市社家 681 番地の 1
海老名市障害者第二デイサービスセンター	海老名市望地二丁目 24 番 1 号
海老名市障害者第三デイサービスセンター	海老名市上今泉六丁目 11 番 15 号

2 指定管理者の団体の名称

社会福祉法人星谷会 理事長 安藤 浩己

3 指定管理者の団体の住所

海老名市杉久保南三丁目 31 番 8 号

4 指定の期間の変更

「平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に変更する。

参考資料

指定管理者の指定の期間の変更について

1 指定の期間を変更したい理由

海老名市障害者デイサービスセンターについては、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで社会福祉法人星谷会を指定管理者として施設の運営及び管理を行っている。

海老名市障害者デイサービスセンターは、3つの施設をまとめて指定管理を行っているが、このうち「障害者第三デイサービスセンター（通称：あきば）」は、平成29年度に建替えを予定している。それに伴いサービス提供内容等の検討が必要となり、3施設全体のあり方を見直す必要が生じている。

以上のことと踏まえ、施設の課題解消や管理運営方針等を含めた再検討を行っていくため、現在の指定管理期間である「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成30年3月31日まで」に変更することとし、期間を2年間延長することとした。

2 その他

事業者及び事業内容については同一のまま2年間延長することとする。